

経済産業省

20201202保局第1号
令和2年12月8日

電気工事士法第4条第4項第2号の養成施設の指定等について（内規）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

電気工事士法（昭和35年法律第139号。以下「法」という。）第4条第4項第2号の規定に基づき、電気工事士法第4条第4項第2号の養成施設（以下「養成施設」という。）の指定等について（内規）を、下記のとおり定める。

なお、平成25年5月13日付け「電気工事士法第4条第4項第2号の養成施設の指定等について」（20130419商局第2号）は廃止する。

記

1. 養成施設の指定の方法及び基準について

養成施設の指定は、電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第3条の2の規定に基づく申請がなされ、かつ、その申請に係る養成施設が次に掲げる要件の全てに適合しているときに行うものとする。

- (1) 規則第3条に規定する表の上欄の科目に応じ、同表の中欄の内容及び下欄の時間数を満足すること。
- (2) 教員は、別表第1の左欄の科目に応じ、同表の右欄の要件を満足する者であること。
- (3) 一の教室において同時に学科を受講する生徒数は、概ね50人を超えないものであること。
- (4) 実習における教員1人当たりの生徒数は、概ね10人を超えないものであること。
- (5) 教室及び実習室の面積は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - イ. 教室の面積（単位は平方メートルとする。） \geq 教室の定員 \times 1.65
 - ロ. 実習室の面積（単位は平方メートルとする。） \geq 実習室の定員 \times 1.65

(6) 養成施設において使用する電気工事用の工具及び測定器具は、別表第2に定めるものを実習に当たり必要な数以上備えていること。

2. 申請書の記載方法について

申請に係る養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署を含む。以下同じ。）の職員は、申請者に対し、規則第3条の2に規定する様式第1による申請書並びに規則第3条の3に規定する様式第1の2及び様式第1の3による届出書の記載方法について、次のように指導すること。

- (1) 養成施設の名称は、例えば「〇〇県立〇〇高等技術専門学校〇〇課程〇〇学科」のように、課程や学科を含めたものとする。
- (2) 養成施設の長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長又はこれと同等の者とする。

3. 指定の条件について 養成施設の指定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 養成施設の長は、規則第3条に規定する課程の全科目の試験に合格した者に対し、様式第1による第二種電気工事士養成施設修了証明書を交付すること。
- (2) 養成施設の設置者は、規則第3条の3の規定を遵守すること。
- (3) 養成施設の設置者は、毎年4月30日までに、前年4月1日から起算して1年の間に第二種電気工事士養成施設修了証明書の交付を受けた者の氏名、生年月日及び修了年月日を記載した書類を作成し、当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。以下同じ。）に報告すること。
- (4) 養成施設の設置者は、養成施設としての能力を維持しているか否かを確認するために、産業保安グループ又は産業保安監督部の職員が必要に応じて行う立入調査に協力すること。

4. 立入調査について

養成施設の指定を行うに当たっては、その申請に係る当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部の職員が、当該申請の内容を確認するための立入調査を行うものとする。

また、産業保安グループ又は産業保安監督部の職員は、指定された養成施設が規則第3条に規定する課程及び1.（1）から（6）までの基準に適合しているか否かを確認するため、必要に応じて立入調査を行うものとする。

5. 指定の取消しについて

養成施設が次のいずれかに該当する場合には、法第4条第4項第2号に規定する指定を取り消すものとする。ただし、（3）に該当する場合にあっては、改善を促したにもかかわらず、速やかに改善が行われなかったものに限る。

- (1) 規則第3条で定める課程を実施することができなくなったと認められるとき。
- (2) 1.の（1）から（6）までのいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 3. の (1) から (4) までのいずれかに違反したとき。

6. 養成施設の指定等の公告の方法について

経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合にあっては、その旨を当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して申請者に通知し、併せて全ての産業保安監督部長に通知するとともに、公示するものとする。また、産業保安監督部長にあっては、それぞれが管轄する都道府県知事にその旨を通知するものとする。

(1) 法第4条第4項第2号に規定する指定を行った場合。

(2) 規則第3条の3第1項に規定する変更の届出（同項第2号に係るものに限る。）を受理した場合。

(3) 規則第3条の3第2項に規定する廃止の届出を受理した場合。

(4) 5. による指定の取消しを行った場合。

別表第1 教員の要件

科目	要件
電気に関する基礎理論	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条による職業訓練指導員免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）（免許職種が電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科又は電気工事科であるものに限る。）の交付を受けている者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）第22条第1項の免許（免許職種が電工であるものに限る。）の交付を受けた者を含む。） 2. 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項の高等学校教諭の普通免許状（教科が工業であるものに限る。以下「高等学校教諭普通免許状」という。）の交付を受けている者 3. 学校教育法第108条第2項の短期大学若しくは同法第115条の高等専門学校又はこれらと同等以上の学校（以下「短期大学等」という。）において、電気工学、電子工学又は通信工学の課程を修めて卒業した者 4. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号の第一種電気主任技術者免状、同項第2号の第二種電気主任技術者免状又は同項第3号の第三種電気主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」という。）の交付を受けている者（同法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされた者を含む。以下同じ。） 5. 電気工事士法第4条による第一種電気工事士免状（以下「第一種電気工事士免状」という。）の交付を受けている者（電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和62年法律第84号）附則第6条の規定により、電気工事士法第4条第3項第1号に該当するものとみなされた者を除く。以下同じ。）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 配電理論及び配線設計 2. 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具 	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職業訓練指導員免許（免許職種が電気工事科であるものに限る。）の交付を受けている者（免許職種が電気科である職業訓練指導員免許の交付を平成5年3月31日までに受けた者及び旧職業訓練法第22条第1項の免許（免許職種が

<p>3. 電気工事の施工方法</p> <p>4. 一般用電気工作物の検査方法</p> <p>5. 配線図</p> <p>6. 一般用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>（電工であるものに限る。）の交付を受けた者を含む。）</p> <p>2. 高等学校教諭普通免許状（教科が工業であるものに限る。）を有する者</p> <p>3. 第一種電気工事士免状の交付を受けている者</p> <p>4. 次のいずれかに該当する者であって、担当科目についての業務に1年以上従事した者</p> <p>(1)短期大学等において電気工学の課程を修めて卒業した者</p> <p>(2)電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>5. 電気工事士法第4条による第二種電気工事士免状（旧電気工事士免状を含む。以下「第二種電気工事士免状」という。）の交付を受けている者であって、担当科目についての業務に3年以上従事した者</p>
<p>実習</p>	<p>1. 職業訓練指導員免許（免許職種が電気工事科であるものに限る。）の交付を受けている者（免許職種が電気科である職業訓練指導員免許の交付を平成5年3月31日までに受けた者及び旧職業訓練法第22条第1項の免許（免許職種が電工であるものに限る。）の交付を受けた者を含む。）</p> <p>2. 第一種電気工事士免状の交付を受けている者</p> <p>3. 第二種電気工事士免状の交付を受けている者であって、屋内配線又は屋側配線の業務に3年以上従事した者</p>

別表第2

<p>工具</p>	<p>ペンチ、圧着ペンチ、電工用ねじまわし、普通型ねじまわし、電工用ナイフ、パイプレンチ、プライヤー、金切鋸、はんだごて、ドリル、ガストーチ、鉄工やすり、ハンマー、パイプ万力、パイプカッター、パイプねじ切り器、パイプベンダー、クリックボール、リーマー</p>
<p>測定器具</p>	<p>絶縁抵抗計、接地抵抗計、交流電圧計、交流電流計、交流電力計、回路計、低圧検電器、メジャー</p>

第二種電気工事士養成施設修了証明書

氏名

生年月日 年 月 日生

あなたは、電気工事士法施行規則第 3 条で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程（* 1）を 年 月 日に修了したことを証明する。

年 月 日

養成施設 名 称

長の氏名

印

注 1. * 1 の欄には、課程の名称及び昼間部又は夜間部の別を記入すること。

2. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。